

富裕層包囲網☆マイナンバーの威力

いよいよ 2016 年 1 月よりマイナンバーを用いた業務がスタートしますが、銀行の預貯金へのマイナンバー付番は、少し遅れて次のとおりのスケジュールが検討されています。

- ◇ 2018 年（平成 30 年）1 月から預貯金者は任意でマイナンバーを告知
- ◇ 2021 年（平成 33 年）を目途に預貯金へのマイナンバーの登録義務化を検討

国税通則法の改正により、銀行などの金融機関は、預貯金情報をマイナンバーによって検索できる状態に管理するシステムを構築することが義務づけられました。預貯金にマイナンバーが付番されることにより、税務署はマイナンバーを検索キーにした預貯金情報の照会が可能となります。具体的には、法定調書や納税申告書にマイナンバーが付されることにより、名寄せやチェックがマイナンバーを用いて行われることとなります。また、現在は、個人の銀行口座情報は、法定調書の対象とはなっていませんが、所得税や相続税の申告漏れを把握するため、預金口座へのマイナンバーの付番が検討されています。

海外居住者の口座情報+マイナンバーで 金融資産を完全把握！

一方で富裕層の税逃れを防ぐため、海外に住む個人の金融口座の情報を多国間で交換する経済協力開発機構（OECD）の新ルールが 2015 年末からも導入されます。これは各国の金融機関に海外居住者すべての口座情報を毎年 1 回、税務当局に報告させ交換するものです。

この海外口座の情報共有制度の導入にあわせて、国外財産や国外財産から生じる所得について、マイナンバーを活用することが検討されています。具体的には、マイナンバーの導入後の 2016 年 1 月以降は、5,000 万円超の国外財産を保有する居住者が提出する「国外財産調書」にマイナンバーが付されるほか、海外口座の情報交換制度が実施された段階においては、国外から提供される利子や配当等の情報についても、マイナンバー付きで税務当局に提供されることが予定されています。（下記参照）

こうやって国外（金融）財産の情報が税務当局に全て把握される時代が、すぐそこまで来ています。

税務当局が収集する情報

① 国内の取組み

- ・国外送金等調書・国外財産調書
- ・国外証券移管等調書 など

② 租税条約

- ・要請に基づく情報交換
- ・自発的情報交換
- ・自動的情報交換

③ OECD の共通報告基準※

交換される口座情報

○個人情報

氏名、住所、生年月日、居住国、納税者番号「TIN(s)-Tax identification numbers」※、口座番号

○収入情報

利子、配当、株・社債の譲渡代金、国内送金、預金の入出金

○残高情報

預貯金残高、有価証券残高

※ 日本居住者の納税者番号はマイナンバーが用いられる予定です。

※ 現時点では、不動産の譲渡代金や不動産の残高情報は報告の対象とはされていません。

出所：OECD Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters.